

Q 3. 四路線タクシー特例措置の具体的な利用方法が知りたい。

【走行別の代表的な具体例】

A、対象四路線のみをご利用になるケース

NO.	対象四路線
1	近畿道 阪和道 西名阪道 第二京阪道路（京田辺本線～門真 J C T : 下り線（大阪方面へ）） ※第二京阪道路（上り線・京都方面）はタクシー特例措置の対象外

1、対象四路線のみをご利用になるケース

①	<p>一般レーンをご利用いただき、『お客さまが乗車中のタクシーです。』とスタッフにお伝えください。</p> <p>スタッフが必要な処理を行います。</p> <p>（一般レーンをご利用の場合は、E T Cカードを挿入したままご利用いただけます。）</p> <p>※守口料金所・郡山下ツ道料金所は、料金精算機を設置しておりますので、『係員呼出しボタン』を押してください。</p>
---	---

【一般レーンが無い場合】

「E T C／一般」レーンへE T Cカードを未挿入状態※でご利用いただき、『お客さまが乗車中のタクシーです。』とスタッフにお伝えください。（料金精算機が設置されている料金所では、『係員呼出しボタン』を押してください。）

スタッフが必要な処理を行います。

※E T C／一般レーンに進入する前に安全な状況でE T Cカードを未挿入状態に出来ない場合は、E T Cカード挿入状態のまま「E T C／一般」レーンに進入してください。E T C無線通信にて一旦課金されますので、スタッフにお申し出ください。

【大和まほろばスマート I C】

大和まほろばスマートインターの大阪方面の入出は、E T C専用になっておりますので、E T Cカードを未挿入状態の上、『係員呼出しボタン』を押してください。